

日時：平成 26 年 9 月 25 日（木）午後 2 時～

場所：大阪市会第 2 委員会室

## 大阪市特別職報酬等審議会 議事録

（池田会長）

それでは、大変お待たせしました。定刻が参りましたので、これより、第 7 回大阪市特別職報酬等審議会を開催いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

当審議会は「会議の公開要領」に基づきまして、公開させていただいております。今後の議事に先立ちまして、傍聴されておられます皆様にお願ひ申し上げます。既に皆様方に配布しております「傍聴要領」に記載の遵守事項等ございますので、この点どうかお守りいただきますようお願いいたします。

なお、本日、生駒委員は遅れて参加をいただくというご連絡をいただいておりますので、その旨よろしくお願ひいたします。

さて、本日の議題に入ります前に、前回の審議会で、私どもの諮問事項の関係であります、市長・副市長の給料と退職手当、それから議員報酬と政務活動費の関係で、ご意見を一定集約させていただいたところございまして、最終的には議事要旨のところ皆様方にも確認いただきましたように、最終的には全体のバランス、あるいは条例の基本にあたるどころの立法事実と言いますか改定理由、その辺りのところをしっかり検証した上で、改めてお諮りするということにしておりました。そこで、これまでの様々なご意見を集約したものを前提に、改定案ということで、事務局と検証させていただく中で、いくつか少し重要な整理すべき事項・課題が出てまいりました。

また、本日、午前中ですけど、大阪市人事委員会から民間給与実態調査に基づく平成 26 年の給与勧告が示されたというところございまして、今後、一般職の給与の改定幅に変更が結果として生じうる状態になっておりますので、取り分け一般職最高位の区長の給与水準との見合いというもので、議員報酬、まあこれは、従前どおりその間のバランスを図ってきたところですが、今回も、逆転現象が生じるという事態は何とか対応しなければいけないというところもございまして、少しその辺りのところをゆっくり目に、事務局からご説明をお願いします。それでは、どうぞよろしくお願ひします。

（給与課長）

はい、事務局の人事室の古畑でございます。座ってご説明させていただきます。

ただ今、会長からお話がございましたように、9 月 3 日の第 6 回審議会で、減額方針とその改定幅について、一定の意見集約がなされました。ただ、改定の考え方と、その改定幅の妥当性について、委員間のご議論はいただきましたものの、審議会として論理的な整

理が行えていない部分がございます。また、市の人事委員会勧告により、前提となる数値に変更が生じることとなりましたので、お手元の資料ですが、「9月3日改定案における課題」と記した資料をご説明させていただきたいと思っております。まず、上段部分にございますが、前回改定案におけます各特別職の給料、報酬部分を抜き出しして、一覧としております。

この間のご議論では、市長の給料、年収を考えるに際しまして、退職手当廃止を念頭においた年収総額でご検討を進めていただいたところでございますが、一方で副市長には退職手当が引き続き支給されますことや、市会議員にはそもそも退職手当の制度がないなど、それぞれの報酬の構成要素が違いますことから、ここでは、特別職間の給料、報酬の改定についての考え方を整理することを目的に、市長の年収改定率には退職手当廃止に伴う給料への一部復元という特殊要素を除いてお示しさせていただいております。一覧の改定内容では、市長、副市長、議員がそれぞれ異なった内容と改定率という風になってございますが、まず、給料、報酬部分の改定には、特別職間に横串を通したような整合のとれた考え方が必要ではないかと考えておまして、市長、副市長間で一般職並みの改定の取り扱いが異なる点につきましては、過去の審議会の答申経過等を踏まえまして、考え方を整合させてはいかかかと考えおります。また、その場合、一般職並みの改定要素は、より削減幅が大きい地域手当の廃止相当の中に含まれているという整理が出来ると考えてございます。

また、議員報酬につきましてですが、市長、副市長の改定の考え方とは違い、現行のカット後の年額報酬水準に改定と前回されておりませんが、議員報酬の自主カットの取り組みは、現下の大阪市の状況を踏まえた議会の意思として、公選職の政治的な判断に基づき時限的に行われておりますことを踏まえますと、その水準を持って審議会における引き下げ水準とするには、更なる妥当性の整理が必要ではないかと考えております。

さらに、本市の人事委員会勧告は、先ほどありましたように今日午前中に出ましたが、資料の真ん中あたりにゴシックにその内容を記載しておりますが、民間給与との較差がプラス3.05%、ボーナスでは0.15月分の引き上げとの勧告が出ました。この勧告によりますと一般職最高位である公募区長の年収が現行の1,352万円から概算で1,412万円へと上昇することが見込まれますため、中ほどの表にありますとおり、9月3日改定案のままでは議員と一般職の水準が逆転する事態となることが明らかになってまいりました。そのため、9月3日改定案をベースに、人事委員会勧告や公募区長とのバランスを考慮いたしますと、大きな矢印の下に示す改定内容と改定率となりますが、なお、論理的な整理の課題は残るものと考えております。

また、政務活動費につきましても、議員報酬と同様に、カット後の水準に改定と書かれておりますため、その水準を持って審議会における引き下げ水準とするには更なる妥当性の整理が必要ではないかと考えられます。課題についての説明は以上です。

(池田会長)

ありがとうございます。今、事務局からの説明があったように、前回一定集約したと言うか、考え方や方向性についてご議論いただいたところですが、市長・副市長の給料と議員報酬について、それぞれ改定の基となる考え方の整合性というところでどうなのかということ、それから減額幅の関係、率の関係でその辺りが異なっています。その点をさらに議論が必要ということと、一般職の給与改定が見込まれている中で、私どもは少なくとも一般職とのバランス等を考えた上で、その水準を議論しておりますので、逆転現象が現実には生じる可能性が決まったと言う中で、その点についてはさらに整合性が必要ではないかという風に思います。そこで、そういった様々な課題と言いますか、議論いただく諸点について整理をするということで、事務局と協議をしました。

本日は、改めて、会長としての調整案のようなものですが、たたき台という風にお考えいただいて、自由にご指摘いただければと思いますが、用意しました。この間、6回にわたる審議を既に重ねておりますが、取り分け特別職の報酬等については、本当に多様な観点から議論をいただきました。その中で大まかな方向性については、大阪市が直面している財政状況、好転しているというご意見もございますし、以前と比べればそれほどの勢いが無いという厳しいご意見もございますし、それから行政コスト。これはなかなか減ることもないという状況もございますが、そういったところを考慮すると、ある程度の減額は避けられないという方向では概ね一致していると思います。

問題は、一定集約された改定幅と言うことでありまして、また、その改定幅のロジックを具体的に説得力がある形で示すことが出来るかと言うことになる訳ですけれども、その際、人口や都市基盤の整備の充実度、行政機能の大きさや役割と言う面で、一種の相場感のようなものではございますが、政令市の中で、比較的レベルの近いところの旧五大都市のところを参考にしながら大阪市の水準と言うのを考えて行くのも一つかと思えます。政令市全国で20ある訳でございますが、大阪市の現行水準はいずれにしろトップグループにあることは間違い無いと言えます。旧五大都市との関係で現行の水準をどのように考えて行くかと言うことですけれども、やはり市民感覚と言うところを各委員からご指摘いただいたところを踏まえ、五大都市の中の最上位を目指すと言う議論にはならなかったと受け止めております。

そこで、これからお示しします、後で事務局から詳細を説明させていただきますが、たたき台と言いますか、前回の意見集約いたしました改正案を土台に整理をいたしました。その水準と言うのは、まずは市長の退職手当を廃止することを前提に年収総額で議論するということで給料へ一部復元すると言う辺りのところで、給料水準が市長については、結果として動いてしまいましたが、その辺りの特殊要素を除いた形で政令市の中での都市の規模、役割の面で大阪市と比較的に近いと言いますか、横並びに考えられる横浜市、名古屋市、京都市、神戸市と言った旧五大都市の中の最も下位に位置するところでどうであろうかと言う考え方でお示しをするということでございます。先ほどからも申し上げます

ように、引き下げ理由は立法事実改定理由が明確でなければなりませんし、一定の理がなければならぬことは言うまでもありませんが、さらには改定幅の妥当性や各特別職間のバランス、その関係での検証した上でお示しすると言う内容でございます。それでは長くなりましたけれども、事務局の方からまた少しゆっくり目にご説明いただければと思います。

(給与課長)

それでは、お手元の資料の次のページで、市長及び副市長の給料並びに市会議員の報酬の調整案と書いた資料以降をご説明させていただきます。調整案と併せて、その他の諮問事項の現時点の整理状況をご確認いただきます。

まず、調整案では、市長及び副市長の給料並びに市会議員の報酬について、A、Bの2案をお示しいたします。この2案はいずれも、先の課題のところでご説明いたしましたとおり、9月3日改定案を土台に、人事委員会勧告や公募区長とのバランスを考慮した場合の改定率に基づくものでありますが、さらに旧五大都市の下位ランクへの引き下げという、改定理由と改定の程度を特別職の間の均衡、バランスも考慮して整合を図るものとなります。2つの案の違いは、改定率の違いですが、A案は、地域手当の廃止に伴う相当額の減額の中に一般職並みの改定要素が包含されていると整理するものであり、B案は、地域手当の廃止相当額の減額に加えて、さらに一般職並みの改定相当の減額を求めるものです。改定幅をどのように考えれば妥当なのかと言う点で、この2案でご検討いただければと考えております。

一枚めくっていただきまして、次に、政務活動費の改定案でございます。政務活動費の現時点での改定案では、現行水準より10%の減額を求めるものとなっておりますが、先の課題でご説明いたしましたように、極めて政治的な判断で取り組まれているカット後の水準を審議会としてそのまま改定案とするには、更なる妥当性の整理が必要であると考えております。なお、答申には、各委員からご指摘のありました、政務活動費の使途や精算手続きの厳格化、公開方法の改善など、一層の透明性の確保を求める旨の意見を付すことを考えております。

最後に、もう一枚めくっていただきまして、市長及び副市長の退職手当についてでございます。特別職の退職手当は、この間のご議論で、公選職である市長の退職手当は廃止し、現行の50%相当額を給料へ復元すると整理されており、一方、副市長の退職手当は、制度として引き続き存続するが、支給水準を一定程度引き下げると整理されております。この事項につきましては、特に新たなご意見がなければ、この方向で固めるものと考えております。

以上、市長、副市長の給料及び議員報酬における調整案のご説明とその他の諮問事項について現状をご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(池田会長)

ありがとうございます。それでは事務局からご説明がありましたとおり、基本的な私どものロジックについて、詰めた議論をいただくということを中心に、これまでも委員それぞれのご意見をいただいているところですが、すでにゴール間近ということですので、先は見えておりますので、全体の取りまとめというところでご指摘いただければと思います。

いつもなら反時計回りというところですが、生駒委員も遅れておられますので時計回りで渡部委員からお願いいたします。

(渡部委員)

いつもですと、大阪の人事委員会勧告というのをこういう場では尊重すべきだと思います。しかし、今、欧米の特に先進国の金融業界の動きなんかを見ていますと、2008年のリーマンショック以上の深刻な金融危機が近い将来発生するのではないかと、非常に各国政府は真剣に憂慮しております。そして先日も説明しましたようにドイツの10年物の国債が初めて1.0%を割ってきておると、やはりそういう時にですね、形式的に委員会が勧告を出したからですね、それをある程度考慮するというのは、今回は慎重に考えた方が私はいいと思います。

何度も言っているのを止めますけれども、横浜と比べましてもですね、市税の割合がですね、最新の時点でも大阪は38.2%、横浜は50.7%。市税の内、個人市民税の割合はですね、大阪は僅か21%、横浜は40.5%ですね。半分以下ですよ。こういう時にですね、人事委員会の勧告、通常の場合は尊重すべきですけれども、これは抜本的な改革が必要であると。先日の私の案は7対1で否決された訳ですけれども、私は首長5割、それ以外の方は3割削減ということでしておいた訳ですが、それが否決されたんですが、私はそれ以上は言いませんが、AとBで選べと言うのであればB案を選択したいと思います。以上。

(池田会長)

それでは、山崎委員お願いします。

(山崎委員)

事務局にお伺いしたんですが、元々の一般職並みの改定ということでマイナス6%という数字があったと思うんですが、これは人事委員会勧告でプラス3になると、消してマイナス3になると理解をしておけばよろしいということですね。

だとすれば、元々、最初の案で14.6という数字があったということからすれば、その3%分というのを考えれば、10に近い数字になると理解しておけばよろしいのでしょうか。理屈としてはあっていると。

(給与課長)

そうですね。恐らく、地域手当という部分を今回制度廃止をしますので、その大きなマイナス幅の中に一般職の改定を含めて考えるか、それとも外出しで考えるかの2つとなります。上がこれまでの審議会の過去の経過の中では一般職の改定率で行われておりますので、今回はそれを上回る地域手当の廃止ということがございますので、その地域手当の廃止の中に改定率も含まれているということ考えるのであればA案となりますし、それは別で考えるべきだと考えるのであればB案となります。市長と副市長の取扱いが同じ特別職間で違うということがございましたので、その辺りの特別職間の横串を通すような整理をいただければと思っております。

(池田会長)

ちょっと私の方で補足させていただきます。この審議会の比較的早い段階で、市長の退職手当について廃止するというのは、議員との二代表という整合性というロジックで決めました。しかし、そこは形式としての退職手当を廃止するということであって、市長の職責の差を勘案すると、それを全部取ってしまうのはどうかという議論で、実質、給料の方に半分を戻したということになります。

地域手当もロジックとして考えた場合に、形式に地域手当というのは、市長、副市長については馴染まない手当ではないかというところで廃止をする。この辺りも概ね一致したところかと思えます。そうするとその分をまるまるカットしていいのかと、それが一つの方向性としては、給料の中で復元をするということも勿論論理的にはある訳です。ところが、私どもの審議会の中ではそこを復元するところの立場は取らずに、地域手当というのは実質全面カットということになりました。それを前程とした上で、一般職並みの削減、この中の累積された部分と合わせ技でさらに削減ということをするという部分がロジックとして整合的かどうかというのが悩ましい課題であります。そこをA案では地域手当を給料に復元しないという意味で、実質削減しておりますので、A案という形にしている訳ですけれども、B案の方はさらにそれに加えて一般職並みのそれをダブルで削減することになっております。先ほど渡部委員からB案に修正とご指摘をいただいたんですが、ロジックが一番、当審議会として重要となるところでございます。そういうところで山崎委員のご意見をよろしくお願いします。

(山崎委員)

今のご説明でよく分かったんですが、人事委員勧告によるとボーナス0.15月分となっておりますが、パーセンテージにすると何%になるんですか。

(給与課長)

例えばここ市長が8.1という風に上がっています。9月3日の段階での改定案では9.1とことになっていると思いますが、ボーナスの改定率が0.15月ございましたので、その分

は反映した形としてこの 8.1 となっております。すべてそういう形で反映させたものとして作っている形となります。

(山崎会長)

今、会長から補足をいただきましたけれども、委員会の議論の中の論理経過からすると、地域手当を廃止としたことは間違いないことだと思いますし、その流れの中からいけば、論理的に言うとB案と選ばざるをえないのかと思いますが、私はあまり下げ幅を大きくしたくないという立場ですので、出来ればA案で上手くロジックを作れたらいいかなと思います。

ですから、ボーナス一律を入れてということで市長が 8.1 ということであれば、副市長の部分についてもそういう退職金の一部を復元ということを加味すれば、そういう理屈もなり立たなくはないかなと思っております。

(池田会長)

それでは、藪根委員よろしく申し上げます。

(藪根委員)

皆様のご意見を参考したいので、後ほど発言させていただきたいと思います。

(池田会長)

西委員どうぞ。

(西委員)

今日ここに来てからA案、B案を見ましたので、この間お話しした内容で行くのかなと思っていたんですが、ここの2つで選ぶのであればB案かなと思うんですが、旧五大都市の下位ランクへ引下げということですが、この旧五大都市というのは、今発表されているランクですよね。その中で下ということですよ。ということはその旧五大都市は今このような審議は行っていないのでしょうか。

(池田会長)

我々としては、裁判であれば口頭弁論終結時、基準時というものがあって、どの段階でのデータかということで、ある程度固定しないと議論出来ないのですが、いずれにしても、これから先、色んな方向の議論が他都市で出てくるというあくまで可能性でしかありませんが、それは否定出来ないと思います。

(西委員)

B案でお願いします。

(池田会長)

それでは、中村委員お願いします。

(中村委員)

基本的なところの確認なんですけれども、この改定案の課題の一番上の表の下のところに書いてある、3者ともに取り扱いの異なる退職手当の要素を除くということで整合の取れた考え方が必要と書いていると思うんですけれども、退職手当を除いて年俸だけでこの率を揃えているというのは冒頭からあまり理解が出来ていないんですが。

(池田会長)

ちょっとそこを事務局の方で説明していただけますか。

(給与課長)

この間のご議論で言いますと、市長につきましては退職手当が廃止されるとのご判断で、その退職手当相当額の50%を後に給与に還元しましょうという考えを取られたと。一方、副市長の方は退職手当制度を残したまま、退職手当と給料の二本立てのことを検討して行きます。議員については、そもそも退職手当の制度がございませんので、報酬についてご議論していただくということになります。ということで、三者のそれぞれの報酬の構成要素が違っているんですね。しかも、市長の退職手当を給料に還元するというような他にない考え方を取っておりますので、全体総額で見ますと市長の給料は退職手当が半分還元された金額となりますから、結果としては、今貰ってらっしゃる年収よりかは高くなってしまいますよね。ということになってしまいますので、なかなかそれぞれが違う総額としては変わって来ますけれども、報酬審としては、給料、報酬の部分についての考え方としては一つ筋の通った考え方を持っていただかないと整理の仕方と言うと、翌年以降の報酬審の考え方というものにも影響が出てくるかと思いますので、その辺りの報酬審としての市長、副市長に対する給料ということと、議員に対する報酬の考え方というものにロジック的な整理をしていただく必要があるのかなと。そう言う点でちょっと退職手当を50%上乘せするという部分を一旦除かせていただいて、給料、報酬の部分だけで見ていただくとロジックを整理していただきたいと思います。

(中村委員)

比較の基準というものがあると思うんですけれども、元々、市長の退職金を年俸の方に入れようという考え方の基本は、退職金自体が限られた就任期間の報酬の後払いという性質が強いからという理解と持っているんですが、それを考えた場合であれば、4年間の収



入の全体の下げ率で考えると、全然同じ率になっていないので。

( 給与課長 )

そうです。

( 中村先生 )

そうですね。ですので、何故、1年間の年収だけを同率にするのかというのは、実質的に考えると結局4年間の期間、市長された退職金も年収の内の一部ですという考え方に基づけば、そこを加味しないと逆に整合しないじゃないのかなと。今までの私の思う議論、ここの委員会での議論を踏まえると、私の考え方としては、今、年収ベースだけで同率にするというのは疑問があるんですけども。

( 池田会長 )

そのところは、前回の審議会の中で、かなり意見交換させていただいたところで。

( 中村委員 )

前回、すみません。私は途中で退席させていただいたんですが、市長、副市長については、この退職金があって、それについてもカットするので、議員のカットとは違うという前程で議論が進んでいたと思うんですが、何故、ここに来て、また年俸ベースで同率に合わせるという考え方が公平なのかということのか理解できない。

( 給与課長 )

先ほど申し上げましたとおり、報酬、給与の構成要素がそれぞれで違うものがありましたので、同じところで見えていただきたいという意味合いなんですよね。ですから副市長も退職手当の引き下げ分はここには上げていませんので、その退職手当を含めた総額というのと、退職手当も地域手当も出ていない議員と並べて数字を見るというのは違うなと考えておまして、それでは給料、報酬というある意味パラレルなところで、一つ考え方を出示していただいた上で、退職手当も加味したのものとして最終的な答申を出していただいた方がいいのではないかと考えてご提案させていただいております。

( 池田会長 )

中村委員のご指摘のところについては、私どもも事務局と詰める時に、その辺りのところを十分意識した上で、どういう形でお示しさせていただければいいのかと散々、検討させていただいたところです。結果として、今事務局から説明のありましたとおり、実質、退職手当相当分のところを議論の中に入れてしまうと、帰って議論が分かりにくくなると。市長、副市長、それぞれの退職手当部分の減額について違った要素が入ってくる。そうす

ると比べる対象として、あるいは今まで職責に応じたバランスというものを意識しながら議論して来た訳ですが、それが実質の退職手当をむしろ除いた方がより分かりやすい議論が出来るのではないかとということで整理させていただいたということになります。ご指摘いただいた点については重々承知しているところなのですが、それでお示しさせていただいているA案B案というところでシャープなロジックをお示し頂ければというところです。

(中村委員)

A案B案についてのロジック以前に前回から今回への頭の切り替えが出来ていないので倉持委員のご意見を伺いたいと思います。

(池田会長)

分かりました。

(倉持委員)

私も中村委員と同じように、報酬を考える時にやはり市民にとって行政コストがどれくらいかかっているのかというのが、より分かりやすくなるのが一番必要だと思っています。

例えば、上場企業ではストックオプションであるとか、退職手当であるとか要するに年度をまたぐものを含めて単年度で見た時にどれだけのコストがかかっているのかということ、株主に分かりやすく明示しなさいという風になっていまして、ただ、例えば民間の場合であると、ほとんど役員の退職手当等は廃止されている訳ですが、地方自治体ではまだまだ国と同じで廃止がされていないと、そういう中で、今回の方針をどう考えるかという話になるかなと思います。

ですから、現在の報酬体系が金額であるとか考え方であるとかについて妥当と考えるのであれば、まさに年収の改定率が一緒になることはそれなりの論理がある訳ですが、現状から変えようとしている時に、この年収の改定率を揃えていく必要があるのかどうかというのは私も思っています。

ただ、そうは言っても、現実的に先ほど申したように他の自治体は、まだまだ退職手当等が出されていると、そういうものから見ると1歩前進かなという風に考えまして、今回の旧五大市の下位ランクへの引き下げという部分については、妥協の産物かもしれないが一定のそれなりの考え方というか、説得力があるのではないかなと判断しています。

また、渡部委員が常々言っておられるように、やはり一般に地域手当の廃止分だけではなかなか今の財政状態が厳しいので、私としては、考え方としてはいろいろありますがB案でいいのではないかなという風に考えています。

それからもう1点、人事委員会勧告についてですが、国家公務員も給与の引き上げがあ

りますし、それから民間企業も給与引き上げをしているので、渡部委員が先ほど財政状況を考えればということでありましたが、私の率直な考え方として、大阪市の方だけが給与の調整を受けられないというのは、国民経済的に見てもちょっと納得がいかれないので、やはり上げられる時には上げると、そのかわり引き下げの状況があった時にはやはり上げる時に上げていないのに下げる時に下げられないと思う。やはりそういった民間給与のベースの変化、或いは財政状況に応じてやはり上げられる時には上げるし、下げざるを得ない時には下げるということで了解をしてもらうためにも、この人事委員会勧告については私は個人的には了とした方が良いのではないかと。そういうことを前提に考えていった方が良いのではないかなという風に思います。

以上です。

(池田会長)

ありがとうございます。ちょうど生駒委員が到着されました。

今皆さんにご意見をいただいているところで、ちょうど生駒委員の順番になったところ  
です。

(生駒委員)

今日は、遅れまして申し訳ありません。

(池田会長)

前回の議論を前提とした上で、少し事務局の方で整理をし、ちょうどお手元に資料がありますが、その中で、市長及び副市長並びに市会議員の報酬の調整案と題する書面のA案とB案という2つの案がありまして、保留をいただいている委員おられますが、各委員から結論部分、それからロジックという部分を中心にご意見をいただいているところです。

(生駒委員)

来て早々で、全体のことが分かっておらず、突拍子もないことをしゃべってしまうかもしれませんが申し訳ありません。

それでは、AプランとBプランをご提示いただいて、前回いろいろな意見が出た中で、色んな大きな数字が出ていたのですが、今回は五大都市のランクの中での引き下げということで8.1と10.9という数字を作ってくださったのかなという風に理解しておりますが、まずはそれはそれでよろしいでしょうか。

(池田会長)

はい。

(生駒委員)

今いろいろな中で、景気は少しずつ良くなっているとは言われているのですが、なかなか私たち中小企業の中では厳しいものがあり、家庭のお財布事情も、やはりいろいろなものが上がっていて厳しいものがあるなという風に日々感じております。

この二つから単純に選ぶ選ばないというのは非常に難しいのですが、どちらかという意見で言うと、私の意見はB案でご提案させていただきたいと思います。大きな理由としては何か大きな違いがあるという訳ではありませんが、前回いろいろな議論をさせていただいて大きな数字のぶれ、調整がなかなか難しいのだろうということをお話しさせていただいた中で、A案とB案を見ると単純にBというところでの私の意見とさせていただきます。

来て早々、2者択一の意見だけで申し訳ありません。

(池田会長)

それでは薮根委員どうでしょうか。

(薮根委員)

市長等には頑張っていたいただきたいという期待があるので本来であればA案にしたいという思いもあるが、一般市民はまだまだ厳しい状況にあるのでB案に賛成したいと思う。

(池田会長)

西委員追加で何かあれば。

(西委員)

私も中村委員と同じで退職金について気になったが、言っていたいたのでそれで。

(池田委員)

それでは中村委員追加で何か。

(中村委員)

追加は何もないです。

(渡部委員)

ちょっとよろしいですか。中村委員の発言に私は非常に感動しました。

私は最初から地方自治ガバナンスの確立というのは、欧米だって日本だってどの国だって、より公平により安くより効率的な地方自治の確立というのがどの国でも必要不可欠な21世紀の大課題の一つです。しかしそういうことをお話しするといや日本は日本、世界は世界ということを言われる方もいる訳ですが、私は退職金なんかも全く首長さんとしての

職責とは本質的に相容れないものである。報酬は多い少ないは別にして相容れると。退職金は1円だって相容れない、そういうことをトータルにして首長さんは5割、そして議員さんは3割ということを行った訳ですが、7対1で敗れまして、会議であるから多数決は尊重して私はそれでいいと言いました。

中村委員が本質論とそして現実の今の案は違うのではないかというのは実に素直な本質を突いた疑問だと思って私は尊敬しております。

そして事務局がロジックという風に言われます。しかし、確かにロジックも必要ですよ。他の大都市の動向がどうかとか、しかし最大の問題は市民の年収がどんどんどんどん不安定化してきていると、何度も言いますが、最近だけでもいいですが、個人市民税は1,353億円に減ってわずか21%です。歳入のうちの。横浜の40.5%の半分です。そして、一般の人件費の絡めて分かりやすくお話ししていますが、大阪市は1996年度の人件費が3,297億円。全体の17.7%。それが2014年度は1969億円、半分以下。構成比でも11.7%。否が応でも事務局の人たちの人件費さえも払いづらくなっていると。そういう時に大阪市をリードしていく首長さん、そして議員さん、こういう方がまず率先して自ら負担を引き受けたら、そういう意気込みがなければなかなかこの伝統ある大大阪が私はどんどん崩れていくような危惧を抱いております。

以上です。

(池田会長)

それでは、皆様方の意見の一つの集約として、本日の審議会の意見の集約としてお示し頂いた中で、B案という風に支持が集まりましたので、市長、副市長の給料、議員報酬についてはそのような方向でまとめるという風にしたいと思います。よろしいでしょうか。

それから続いて政務活動費についてご指摘をいただきたいところですが、事務局の説明を先にしますか。

(倉持委員)

すいません。政務活動費について2点確認をさせていただきたいのですが、9月3日の改定案では現行のカット後の水準にということですが、先ほどの市長、副市長、議員の報酬について、五大都市の下位ランクへの引き下げということが考え方としてあった。政務活動費の現行は多分1位だと思いが、政務活動費にもそういった考え方を取り入れる必要があるのかどうかということと、もう1点は現実的には政務活動費を100%消化されていない中で、ここ数年の平均としてはどれくらいのパーセンテージになっているのかということの2点を教えていただきたいです。

(池田会長)

それでは事務局お願いします。

( 給与課長 )

今、政務活動費の政令市の中でどのくらいの位置にあるかということですが、本則値ですと政令市で一番高い水準となっています。月額が57万円ということで、現在独自で1割カット、10%カットをされておりますので、カット後の水準が上から3番目ということになります。ですので、以前お示した改定案でお話になったのが10%カットということなのでそのまま行きますと政令市で3番目、旧五大都市の最下位ではないということとなります。次に、執行率については、昨年が93.8%、直近5年間では94.1%の執行率になっています。

以上でございます。

( 池田会長 )

よろしいですか。

( 倉持委員 )

分かりました。

( 池田会長 )

ということで、少しこの政務活動費の関係で前回審議会でご議論いただいた延長で改定の議論を頂きたいを思います。

( 渡部委員 )

まず、国際比較が専門ですから、どうしてもまず海外の動向を調べることから始めるのですが、こういう政務活動費的なものを作っているのは日本だけなんです。昨日も兵庫県に行って幹部の方ともいろいろとお話をさせていただいたりし、新しい条例を作ったのを見せていただいたが、やはり、先ほども言ったが地方自治ガバナンスの確立という、住民のためという、公金であるという意識が日本全体に非常に低いと、これは細かくいったらいくらでもあるが、全都道府県や大都市は全部調べたが、ほとんど人件費、事務所費、広報活動費、要するに報酬と全く変わらない、よそはともかく、大阪市民の年収が非常に不安定化してきて、税収が下がっていると、こういう時にやはり第2の報酬とはっきり明言していいような政務活動費は廃止すべきだという風に言ったが、それは否決されたので、廃止とは言わないが、一般の報酬は10%程度の微調整で私も納得しますが、政務活動費は限りなく0に近いとそういうものにすべきだと思う。政務調査費は政務活動費に変わったがその前から、政務調査費なんかはほとんど使っていない。明細を見るとこれはほとんど都道府県、大都市と変わらないが、タクシー代や飲食代ばかりである。本当の政務調査なんかしていないと、国民の批判が強い、じゃあ調査を止めて政務活動としたら批判もおさ

まるだろうと、そういうような発想でしかないんですね。実質的な第2の報酬である政務活動費は、0というのは否決されたのでなんですが、限りなく0に近い水準に削減しないと、事務局の言う市民に対する説得のロジックが成り立たないと思う。

(池田会長)

それでは山崎委員。

(山崎委員)

今、ご提示の合った意見は前回は議論した結果として、カットするこの水準となったと思います。この水準にすることの妥当性の整理ということがこの場でのテーマである訳ですが、年棒で10.9ということの並びで言えば一応の説得力はあるのではないかなと思います。必ずしも根拠のない数字ではないと思いました。

(池田会長)

それでは、藪根委員。

(藪根委員)

私も山崎委員と同じで、前回議論し、率の根拠についてはもう少し話し合いたいと思います。

(池田会長)

西委員をお願いします。

(西委員)

ちょうどこのことを審議している時に、色んなところでこの政務活動費が話題になり、テレビや新聞等で勉強させていただき、10%というのは前回の議論結果であるのでこのままだと思いますが、用途や清算手続きの厳格化及び公開方法の改善、一層の透明性というのはどの自治体でもこういうことをテレビのニュースで言っているが、もう少し具体的に、インターネットで公開するとかいうことを入れていただきたいと思います。

(池田会長)

その辺りは是非、具体的な審議会の意見として書き込みたいと思います。私たちは当面前回集約したところを踏まえて、先ほど事務局が説明してくれましたが、市長・副市長の給料、議員の報酬の関係で、旧五大都市の政令市の中の関係で、政務活動費に関しては3位、それ以外のところは必ずしも上位ではなしに一番下のところでいいのではないかと。勿論政令市全部で20ありますので、全体としてのクラスの水準は改定後も維持する形にな

るかと思いますが、少なくとも五大都市のトップクラスでなくてもいいのではないかと  
いう議論の中で、下位に揃えるということのロジックを整合性に考えるとすれば、さらに踏  
み込んだ削減のような議論が出来るのかどうかは、今、各委員のご意見を伺おうとしてお  
ります。もちろん、前回から全廃すべきというご意見も承知はしておりますが、全体とし  
ての審議会の意見を取りまとめるという意味で、その辺りの整合性というところでご意見  
をいただければと思います。

(西委員)

10%じゃなくてもいいということですか。

(池田会長)

だから、10%からさらにどれくらい踏み込むことが可能かという議論もありうるかなと  
は思います。

(西委員)

現在3位であれば、もっと下げられるのかなと思う。

(池田会長)

中村委員。

(中村委員)

これについては前回議論が終わったのではないかという意見があったが、先ほども申し  
上げたとおり前回の議論と全く違う議論が行われているという認識をしております。先  
ほどの報酬の件についてはある程度の根本的な考え方で決定というか委員会の意見として  
出すのであれば、政務活動費についても同じように大きな考え方というものが必要ではな  
いかと思う。具体的には冒頭で倉持委員がおっしゃったとおり、五大都市の下位ランクへ  
の引き下げというのであれば、こちらの方もそういう考え方に立つべきではないかと思う。

(池田会長)

倉持委員は。

(倉持委員)

現状をお聞きして執行率がまだ93%とか、過去5年では94.1%ですから、場合によって  
はあと5%くらいいけるのかなと。ただ、兵庫県議会より大きくカットするのは、兵庫県  
議会が本当に自浄作用が働いているのかは別ですが、ある程度私は、渡部委員等がいろい  
ろと検証していただいた結果やはり税金の使い道としてマジックで消している部分が多す



ぎると、こういったことをきっちりと透明性の確保が出来れば、例えば10プラス5の15%カットすると、ただ、ある程度透明性が確保されれば私は戻してもいいのかなと。ここについては政務活動費の実額を審議している中で、市民も現在の政務活動費の実態を是としていませんよと意思を込めて減額幅をもう少し大きくしてもいいのではないかなと思う。

(池田会長)  
生駒委員。

(生駒委員)

今までずっと非常に難しい議論をさせていただきました。前回の数字というか、確定させていただいたものから根本的な考え方というものをまとめていただいて先ほどA案B案を出していただいて、案が五大都市の下位ランクということで統一説明というか、納得出来る形でまとめていただいていると思うので、今回政務活動費についても五大都市の下位ランクというところに同じように合わせていただくと15%か16%になるのか分からないが私はそれを意見とさせていただきます。

(池田会長)  
はい、ありがとうございます。

(渡部委員)

会長、ちょっとよろしいですか。

事務局に下位ランクということを言われたと同時に、チェック関係の対策も検討していると言われましたが、それは例えばCD化して岐阜県のように全国の人にも見てもらうとか、他のところでは行っているが協議会などを設けてチェック機能を高めるとかいうことを兵庫県もやっと条例でうたっている。その辺りは具体的な案は出来ているのでしょうか。

(給与課長)

先ほど申し上げたのは、審議会として大阪市の政務活動費に対してこうすべきではないかという意見を答申に書きましょうという説明をさせていただいたということであり、皆さんに議論いただいている政務活動費に対するご意見を、本来答申は金額であります、それ以外にも議論として、透明性の確保というのは重要だと議論いただいている訳ですのであえて特別に意見を付すべきですねということを説明させていただいたということです。

(渡部委員)  
了解。

(池田会長)

その辺りは、私たちは諮問事項との関係で金額を示すということではありますが、非常に意見として重要な部分でありますので、また委員の皆様から熱い思いでご指摘いただいた部分ですので盛り込むという方向でまとめていきたいと思っております。そこで、先ほどの政務活動費の刈り込む割合の話に戻りたいと思っておりますが、全体として第2の報酬だという一部ご指摘もいただいたところではあります、あるいはこれまで審議会の中で議員報酬と政務活動費とトータルで見て判断したいという意見をいただいたところですので、その辺りを事務局の方で今説明出来ますでしょうか。

(給与課長)

今、お出しいただいたのは政務活動費も旧五大都市の下位ランクにということですよ。

(池田会長)

そういうことですね。

(給与課長)

今大阪市においては、本則値では570,000円で最も高く、10%のカットで513,000円になっていますので、横浜、京都に次いで3番目になっています。旧五大都市で言いますと神戸市だけが異なる計算方法を取られていますので比較が非常にしづらいところではあるのですが、それを除いて横浜、京都、名古屋を下回るような形に入るといたしますと13%から17%程度のカットの割合になると旧五大都市の下位ランクになるのかなと思っております。

(池田会長)

ありがとうございます。倉持委員や生駒委員からご指摘をいただいたところと近いような感覚ですが、さらに何かご意見いただくようなことはありませんでしょうか。一方で議員報酬について、前回までの議論は公募区長との関係でそこをちょっと修正させていただいた関係で削減幅を圧縮させていただいたというようなところなので、場合によってはそれを政務活動費とトータルで見るとということであれば、政務活動費の方に少し刈り込みを入れるということも五大都市の下位を狙うということのロジックとも一貫するところもやはり可能かなと。13から17を足して2で割ると15%ぐらいか。そうすると前回政務活動費1割カット、議員報酬について月額報酬2割カット、年収総額で14%台のカットで、ここをトータルで見ればそれに近いあるいはそれを上回るぐらいの、ちょうど匹敵するぐらいのところになるかなと。市民目線でということで議論を続けてきたところではあります、そういった中で政務活動費、少し刈り込みを入れて改定率を15%削減という案を改めて御提案しようと思っておりますがいかがでしょうか。

( 渡部委員 )

もう一度、数字を確認したいのですが。

( 池田会長 )

15%。前は 10%の削減。

( 渡部委員 )

会長もいろいろと御苦勞は分かるのですが、私は 0 といったので、15 というよりは 30 というくらい、3 分の 1 くらいにしないと本当に冗談ではなくて市民目線であった場合の口ジックとしてはなかなか成り立たないと思いますよ。何度も言っていますが、皆さん 8 名のうち何名が例えば政令指定都市の政務活動費に、せめて収支報告書だけでもご覧になりましたか。本当に実際は調査や研究にほとんど使われていない。事務所費、人件費、広報活動それだけです、果たしてこれが必須の資金として議員にとって必要なものでしょうか。実際は第 2 の報酬にすぎないのですよ。

( 池田会長 )

ありがとうございます。それでは政務活動費については、前回の議論をさらに進化させたいということで 15%削減という方向で取りまとめようと思っております。

それから市長、副市長の退職手当の考え方についてはお手元の資料にありますが、重複するかもしれませんが改めて事務局の方から、退職手当の改定方針について説明いただけますか。

( 給与課長 )

それでは退職手当の改定方針でございますが、9 月 3 日の改定案というところで、おまとめ頂いたところではありますが、市長については現行の退職手当の制度を廃止すると、その上で退職手当相当額の概ね 50%程度を給料に復元させるというような整理をさせていただいたところであります。それから副市長については、退職手当の制度はそのまま残しますと、ただし支給率は政令市トップの 100 分の 47 という支給率を政令市の平均的な支給率の 100 分の 38 にまで引き下げると。結果としてこれも後付けのような形ですがちょうど旧五大市の下位ランクに位置するような金額になっております。さきほど市長の給料部分との関係で申し上げますと退職手当の 50%相当額を市長の給料月額に復元するということですので、先ほど B 案として年収は全員 10.9%の減額となっておりますがここで退職手当を含めた総額の減額率で言うと 21%まで下がるということとなります。年収は 8%のプラスとなります。

( 池田会長 )

ということで、この点補足で何かご意見ございますでしょうか。なければこの点については十分にご議論いただいたところですので、このような形でまとめさせていただこうと思います。ご了解いただいたと受け止めます。ありがとうございました。

改定時期についてであります。前回議論が途中までになっていたところではありますが、改めて本日ご議論いただいた結果として出てきた改定案の内容を斟酌いたしますと、取り分け支給率のところの本則値の大きな制度変更や、市長については退職手当の廃止という極めて重い結論になるかと思いますが、そういった変更を伴うということもございます。それから市会議員につきましては、翌年改選時期が近いということもあります。加えまして、既に市長、副市長、市会議員についてはある種の政治的な特例のカットについて、任期中のカットの割合については今回決めた改定案をさらに上回っているカットを実施されているという事実もあります。その辺りを当報酬審として十分配慮する必要があるのではないかという風に考えまして、これはそこを少し整理した上で、次の任期からの本則値の改定ということではいかがでしょうか。その方が適当なのではないかと考えて、その方向でよろしいのかどうか各委員からご指摘をいただきたいという風に思っています。生駒委員からお願いします。

(生駒委員)

私も、次の任期からでいいのではないかと思います。

(倉持委員)

結構です。

(中村委員)

はい。

(西委員)

はい。

(藪根委員)

はい。

(山崎委員)

いいと思います。

(渡部委員)

異論ございます。やはりこれほど譲歩してきた訳ですから、現実に、大阪市民の生活は

非常に苦しいということは具体的な数字にもはっきりと出ているのであるから、来年度からの実施ということを私は主張したいと思います。

(山崎委員)

議員の任期は4月ですので。

(池田会長)

ほぼニアリーなのかなと。ということで、次の任期からということで整理をさせていただきたいと思います。

(渡部委員)

議長、副議長もこの率だと考えていいのですか。

(池田会長)

以前からそういう議論をしているバランスの中で、そのような形で進めさせていただきます。それでは、本日予定している項目については議論をいただいたと思っております。本日の議論は一応全体の統一感も踏まえて、内容を決めさせていただいたところですが、私どもの諮問事項との関係で言えば、各特別職の具体の金額を示すということとなりますので、改めて少しこの辺りはもう少し皆様方のお時間を取って恐縮なのですが、改めて審議会を開催させていただく中でその辺りをさらに整理をした上でお示しさせていただきたいと思っております。

その際には先ほどから強くご指摘いただいております政務活動費の用途等の公表のあり方も含めて、具体的にどこまで書けるか分かりませんが、たたき台というには時間的にもかなり切迫していますが、その辺りについてもしっかりとした形でお示しできるものを用意したいと思っております。

本日の内容はそういうことで金額を決めると言うことには至りませんので、改定の方向性について、全体の意見集約をさせていただいたということを取りまとめさせていただきたいと思います。具体の金額の中でロジック的にどうなのかと言うことがあるいは出て来るかもしれませんが、ないことを願っておりますが、その辺りのところも、少し会長の差配と言うことにさせていただければと思っております。ということで、先ほども申し上げましたがもう一回だけ審議会の方を開催させていただきたいと思います。この日程調整。非常にタイトな中で、無理な願いをするということで改めてお詫びをしなければなりません、すぐに事務局の方から日程等の調整をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

最後に、前回審議会の審議内容に関する新聞報道に関して、事務局から報告がありますので、お願いします。

( 給与課長 )

まず、日程をあと1回取らせていただくということで、ご協力よろしくお願ひいたします。

今、案内のありました、前回審議会の翌日となります9月4日の朝刊に一部の新聞報道で、本審議会の審議状況について、事実と異なる報道がなされ、市民に誤解を与えるとともに、審議会の公正かつ円滑な審議を妨げる恐れがありましたので、会長と相談をした上で、大阪市の人事室長名で抗議を申し入れましたことをご報告いたします。

( 池田会長 )

報告事項は以上です。それでは、これもちまして本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。